

令和2年度「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」の開催について

すべての圏域共通の考え方

1 開催方針

今年度の地域保健医療連携・地域医療構想調整会議（以下、調整会議）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、関係者による協議が必要と思われる場合を除き、書面開催を基本とします。

2 書面開催の主な案件

① 病床設置届出診療所

知事が有床診療所として適当であるか否かについて判断する際、医療審議会の意見を聞く前に、調整会議の協議を経ることとされています。

② 病床数や病床機能の変更を伴う病棟等の新築（建替）・増改築・内部改修等（公立病院を除く）病棟の建替等の施設整備については、他の医療機関の今後の方針への影響が想定されるため、整備計画を情報共有します。

③ 地域医療提供体制確保に資する設備の特別償却制度

特別償却制度を利用したい医療機関は、施設整備によりいずれかの機能の病床が増床することについて、調整会議で確認することが求められています。

3 対面開催の主な案件、方法

① 公立病院の整備計画

公立病院の新築・建替等に際し、地域医療構想との整合性について、調整会議で協議する必要があります。

② 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証

調整会議における議論が求められており、国から今後の進め方等が示された後、対応する必要があります。

③ 全体会議

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、構成員及び議題関係者のみの参加を基本とします。

4 開催回数

案件に応じて、2～4回程度（書面開催を含む）を目安に開催します。